

会議録

審 議 会 名	第1回 杉戸町コミュニティセンター指定管理候補者選定委員会
開 催 日 時	令和5年5月22日（月） 午後1時30分から午後2時40分
開 催 場 所	杉戸町役場 第三庁舎2階庁議室
会 議 の 議 題	(1) 杉戸町コミュニティセンターの指定管理者制度導入について (2) 指定管理候補者の選定方法について (3) 募集要項及び審査要領について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開（公開の場合傍聴者数 7人）
	(非公開の場合理由)
出席委員氏名	門脇利夫副町長、伊塚武史総合政策課長、植原政彦秘書広報課長、大島康夫総務課長、峯岸泰裕市街地整備推進室長、後藤和広社会教育課長、川口真也住民協働課長、木村三樹男委員、正司顯好委員
審 議 の 概 要	<p>議題（1）「杉戸町コミュニティセンターの指定管理者制度導入について」事務局より説明</p> <p><質疑なし></p> <p>議題（2）「指定管理候補者の選定方法について」事務局より説明</p> <p><質疑なし></p> <p>指定管理候補者の選定方法については、公募による提案の決を採る。 <挙手全員>のため、公募によることに決定。</p> <p>議題（3）「募集要項及び審査要領について」事務局より説明</p> <p>委員) 募集要項6ページ、デジタルサイネージと印刷機について、設置を可能としている。 仕様書4ページでは、予約情報等をエントランスホールに掲示することと義務付けている。印刷機については、需要があると思うが、事務局の考えを。</p> <p>事務局) 当初は、要求水準書にエントランスの入口に、本日の施設利用状況等を表示するデジタルサイネージ等の設置ができる設えとすることと、印刷機を設置するスペースを設えることとしてあり、場所が確保されるため、必須事項にしてありました。</p>

しかしながら、各課からの意見の中で、デジタルサイネージは金額的にかかり、指定管理者に対して、かなり負担ではないか？施設の空き状況の表示というのであれば、紙ベース、ホワイトボードの対応でもいいのではないかとということもあり、企業提案で、可能であれば、という形に変更させていただきました。

また、印刷機についても、指定管理者の事業の一環として、モノクロ製版機（輪転機）を導入するよう、こちらについても、企業提案で、可能であれば、という形になっています。

委員) これまでの公民館の図書室とコミュニティセンターの図書室の違い。どういう風に今後展開していきますか？

事務局) コミュニティセンターの図書室・学習室ですが、町としては、コミュニティセンター内の図書室ということで、駅前の立地を活かした社会人、学生が気軽に立ち寄れるスペースという、コンセプト付けをして設置しています。今後については、スマホ等で借りられる電子図書の活用もしていきます。

法的な位置づけでございしますが、基本的にはコミュニティセンター内の図書室ということで図書館法によらない図書室でございします。

しかしながら、図書館と連携事業を行うことで、できる限り図書館に近づけたような運営をしてまいりたいと思っています。

委員) 6ページの指定管理期間が5年ということですが、5年ごとに業者が変わるとするのは、地元の利用者、団体との関係性の構築とか長期的なものを考えるときに心配であるが、町の要項とかで決められているのか？

事務局) 指定管理者制度導入に係る基本方針により、3年から5年の範囲で、施設ごとに適切な期間を設定するという決まりがあり、町の他の指定管理を導入している施設に合わせ、5年間とさせていただきます。

委員) 仕様書の4ページ、3管理業務の具体的な内容、(2)の主な業務内容中、ウ予約の方法で、原則公共施設予約システムで行うということですが、それ以外の先行予約のことが書いてありますが、住民のサークル団体とか、社会教育事業の先行予約を可能にするという方向性でいかどうかの確認と、カでセンター内の図書室・学習室の業務で、貸出しと返却等の業務、またカードの発行等ということで、事務が載っているのですが、これに加えて、図書の予約、督促、また簡易レファレンスという文言を追加していただければと思います。指定管理者がここに載ってないと出来ないというような意見を頂くといけないので、細かく明記した方がいいのではないかとことです。

事務局) ウの予約方法については、まず大前提が公の施設であるので、基本的には他施設と同様に、予約システムでお願いしたいと考えています。しかしながら教育委員会や、利用団体等、様々なご意見がございしますので、例えば、運営の中身は決まっていますが、利用調整会議等を導入した場合、指定管理者に会議に参加していただきたい。今後、指定管理者の民間のノウハウを活かし、協議する中で、優先予約や利用調整会議等の導入については決めていきたいと考えています。

また、カの図書室の関係は、仕様書には、最低限必要とされるものが載せてあり、ご指摘の事項につきましては、基本的に貸出し・返却等の等の中に、含んでいると考

えています。その他の細かい内容につきましては今後、指定管理者が決まり次第協議していきたいと思います。

募集要項及び審査要領の考え方について決を採る。

<挙手全員>のため、承認を得る。なお、委員から指摘のあった部分については担当課と調整する。

議題（４）「今後のスケジュールについて」事務局より説明

委員) 基準点を超えない場合には再度選定をやり直すということでしたが、そうなった場合、スケジュールは間に合うのか？

事務局) スケジュールは、大幅に変更になります。9月議会には間に合わなくなるため、12月議会になります。指定管理者と事務の調整等、スケジュールはタイトになりますが、4月のオープンには間に合う予定です。

委員) 6月1日から公募開始というスケジュールですが、こういった形で広く周知しようと考えているのか？また、仮に1社しか応募がなかった場合、1社でも基準点を超えれば候補者として選定するのか？

事務局) 今回の公募については指名ではなく、県内の事業者が全て対象となっているので周知の方法としては、ホームページと住民協働課の窓口という形になる。他に周知する方法というと、ピンポイントではないので難しいと思います。

また、1社しか応募がなかった場合は？ということですが、1社でも基準点を超えれば候補者として選定します。

議題（５）「その他」

委員) 実際に指定管理者が決まって複合施設のいわゆる準備するという期間はどのくらいありますか？

事務局) 12月いっぱい複合施設の工事が完了する予定です。12月に複合施設の引き渡しを受けたら、基本的には1月から各課の方で備品の搬入ができる予定です。